

規約

兵庫県豊岡市泉町 16-12 宗教法人真光寺内陣須弥壇下に所在する納骨壇（以下、本施設）の規約を以下に定める。本施設へ遺骨を預ける者（以下、利用者）はこの規約に同意しなければならない。

第1条 目的

1. 本施設の目的は、真光寺が続く限り、遺骨を預かり、敬いの心をもって安置することである。

第2条 管理者

1. 本施設の管理者は、真光寺の住職が務める。
2. 本施設の管理者は、真摯かつ誠実に、宗教上適切と認められる方法で、本施設の目的を遂行しなければならない。その際、利用者との信頼関係に基づく相互交渉によって、可能な限り利用者の要望を容れ、便宜を図るものとする。

第3条 利用条件

1. 本施設の利用者は、利用開始にあたって、布施をすることが求められる。布施とは、仏教の一般的な定義通り、貪りの心を離れて僧や貧者などに金銭などを施与することをいう。これは商取引ではない。したがって定価として料金を定められるものではないが、便宜上、次のように定める。本施設の利用者は利用開始にあたって原則として五万円程度を目安とした額の布施を真光寺へ納めることが求められる。
2. 改葬の場合は、利用者は自治体が発行する改葬許可証を本施設の管理者へ提示しなければならない。
3. 利用者は、遺骨の扱いについては、本施設の管理者が自己の職責において行う判断を尊重し、その決定に従わなければならない。それは空きスペースの都合による安置場所の移動や、数十年規模に渡った際の合祀の有無をも含める。

第4条 布施の公開

1. 本施設の利用者が利用開始にあたって納めた布施は真光寺の永代経会計へ算入される。永代経会計の明細は毎年1月10日に開催される十日講総会の会計報告において公開される。

第5条 規約の改定

1. 本規約に改定の必要が生じた場合は、真光寺護持会役員会において協議し、決定することができる。

以上

2022年11月16日発効

真光寺護持会